

令和8年1月14日  
 鹿児島県農業共済組合  
 組合長理事 蛭川 住治  
 (公印省略)

農機具共済に係る共済掛金率等の公告について

農機具共済に係る共済掛金率等について、事業規程第228条第2項の規定により、下記のとおり公告します。

記

1. 農機具損害共済

(1) 共済掛金率等

(単位：%)

料率区分	共済掛金率等	共済掛金率等	
		共済掛金率	事務費賦課金率
一般用機具	0.6200	0.4700	0.1500
収穫・運搬用機具	0.6900	0.5400	0.1500
畜産用機具	1.5000	1.3500	0.1500

(2) 臨時費用担保特約の共済掛金率等

(単位：%)

料率区分	共済掛金率等	共済掛金率等	
		共済掛金率	事務費賦課金率
一般用機具	0.0785	0.0635	0.0150
収穫・運搬用機具	0.0855	0.0705	0.0150
畜産用機具	0.1665	0.1515	0.0150

(3) 付保割合条件付実損てん補特約の約定割合別係数

料率区分	約定割合	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
		一般用機具	係数	3.33	2.49	2.02	1.65	1.44	1.28
収穫・運搬用機具									
畜産用機具									

(4) 無事故割引及び有事故割増係数

料率区分	等級	割増区分					基本	割引区分		
		1	2	3	4	5		6	7	8
一般用機具	係数	3.50	3.00	2.50	2.00	1.50	1.00	0.96	0.93	0.86
収穫・運搬用機具										
畜産用機具										

(5) 変更の理由

農機具共済の安定的運用に資するため、近年の被害状況を反映した共済掛金率とするため

2. 適用開始年月日

令和8年4月1日